

東根市立第三中学校部活動方針

1 東根市立第三中学校部活動基本方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツあるいは芸術を楽しむことで運動活動や文化活動の習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフあるいは芸術ライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 学校と地域が、部活動について協同・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

2 部活動の休養日及び活動時間について

- (1) 休養日
 - ① 平日〔登校日〕 1週において1日以上とする。
 - ② 週休日〔休業日〕 1週において1日以上とする。
 - ③ 休日及び祝日 原則、休養日とする。
- (2) 活動時間
 - ① 平日〔登校日〕 2時間程度とする。
 - ② 週休日等〔休業日等〕 3時間程度とする。
- (3) 長期休業中の休養日について
 - ① 連続した休養日を設定し、年間活動計画に示す。
- (4) 始業前の活動について
 - ① 禁止とする。

ただし、校長が、中体連主催大会等、中文連主催発表会等の前や活動場所の割り当て等の事情があると認める場合は、実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

(5) その他

- ① 定期テスト前においては、校長が定めた適切な期間、部活動を休止とする。
- ② 大会や発表会前に特別強化活動期間や特別延長時間を設定する場合は、
超過活動分の休養をできるだけ近い期日に振り替え、年間計画に示す。
- ③ 練習試合や合同発表会、講習会等も上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。ただし、競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、どうしても活動時間が超過する場合は、顧問は事前に校長の許可を得るとともに、
予定される超過時間分の休養を年間計画に示す。
- ④ 競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、季節等により、どうしても回避できない活動の繁忙期がある場合は、活動オフの時期を設定するなど、
年間を総合して活動時間を調整する。その場合も、活動内容や活動時間が過度にならないよう計画するとともに校長の許可を得る。
- ⑤ 熱中症・事故防止については県のガイドラインに従うものとする。

3 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している場合は、部員の保護者と連絡を取るなどして、その実態を把握し、校長に報告するとともに、教職員にも周知する。また、その部員には、必要があれば、校長の判断のもと部活動内容や活動時間に指導・助言を行う。
- (2) 部活動顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会等を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。
- (3) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ（文化系のクラブも含む）」（特にスポ少等）の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動（参加メンバーのほとんどが部員等）を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と地域クラブの活動日・
活動時間を合わせても、上記2の規定内の活動となるように、クラブ関係者
（コーチ等）、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。
- (4) 部活動顧問は、上記に示したような「地域クラブ」（特にスポ少）への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、関係者、保護者に理解と協力を得る。

4 大会、発表会、コンクール等への参加、県外遠征等の参加について

- (1) 中体連主催及び中文連主催を含む全ての大会、発表会、コンクール等への参加や県外遠征等への参加については、校長の許可を得る。県外遠征等に参加する場合、または宿泊を要する場合には、市教育委員会の承認を得る。必要に応じて、主催者や保護者は、参加許可申請書を校長に提出する。
顧問、担任を含む全ての教職員は、保護者に対し、そのことを周知する。

5 年間計画及び活動実績について

- (1) 部活動顧問は、上記2に示す規定に基づき、年度当初に適切な年間活動計画を作成し（活動日・活動時間・休養日及び参加予定大会日程等を年間計画に記載）、定期的に校長に提出した上で活動許可を得る。変更がある場合は、事前に校長に相談する。その際、活動変更に見合った休養予定も設定した上で校長の許可を得る。校長は、各部の活動計画・内容について管理・監督する。
- (2) 部活動顧問は、年度末に活動実績（活動日時・休養日及び大会参加日程等）を校長に提出する。校長は、各部の年間活動計画及び活動実績を市教育委員会に報告する。

6 部活動運営委員会の設置及び保護者、地域との連携について

- (1) 部活動運営委員会を設置し、委員に部活動方針を説明し、理解と協力を得るとともに、保護者、生徒、部活動関係者及び地域からの理解と協力を得るよう働きかける。
- (2) 保護者会における部活動運営費等がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、顧問は、その使途について把握し、部活動方針にある生徒の健全育成に沿う活用内容になるよう、保護者会の理解と協力を得る。

7 その他

- (1) 全教職員は、部活動も含む学校教育のあらゆる場面において、生徒の心身に對し、いかなる場合も過度な指導を行わないよう、あわせて、生徒同士に過度なあつれきが起こらないよう常に細心の注意を払うようにする。

上記以外の事項については、東根市教育委員会の方針に則って作成し実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。



策定期日 2019年3月1日
東根市立第三中学校